

高収益作物次期作支援交付金

※現時点での内容であり、今後変更になる可能性があります

スケジュール

- 第1回公募(事業実施主体のみ)：令和2年5月20日(水)～6月2日(火)
- 第2回公募予定：令和2年6月中旬
- 第3回公募予定：令和2年7月中旬
- 第4回以降：随時

※複数回の公募がありますので、第2回公募に間に合わなくても、第3回以降の公募で申請が可能です。

事業の流れ

- ◆ 地域で組織される事業実施主体が事業の窓口となり、国への申請や生産者の取組等の取りまとめや交付金の交付等を行います。

取組実施者(生産者)は、地域の事業実施主体に対し、**取組計画書等**を提出

事業実施主体は、事業実施計画書等を作成し、**九州農政局長**に申請

取組実施者
(生産者)

事業実施主体
(地域農業再生協議会等)

国

取組実施が確認された場合は、国から交付された交付金を、**取組実施者に交付**

事業実施主体

取組実施者(生産者) 3戸以上が必要

- ◆ 都道府県農業再生協議会、地域農業再生協議会
- ◆ 農業協同組合連合会、農業協同組合
- ◆ 農業者の組織する団体 等

取組実施者(生産者)の交付要件(令和2年4月末現在)

- ◆ 令和2年2月から4月の間に野菜、花き、果樹、茶について、出荷実績がある又は廃棄等により出荷できなかった生産者
- ◆ 収入保険、農業共済等のセーフティネットに加入していること、または加入を検討する生産者

問い合わせ先

九州農政局 生産部 園芸特産課

☎096-300-6253

高収益作物次期作支援（実施要領別紙 1 別表 1）

下表「取組項目」から、2つ以上を同一ほ場に対して実施した取組実施者に対し、交付金を交付します。

【交付単価】5万円/10アール（中山間地域等5.5万円/10アール）

【交付対象面積】

- ・高収益作物の次期作において、同一ほ場で2つの取組項目を実施する面積
- ・交付は、一ほ場につき1回限り

取組類型	取組項目
ア 生産・流通コストの削減に資する取組	①機械化体系の導入 ②集出荷経費の削減に資する資材の導入
イ 生産性又は品質向上に要する資材等の導入に資する取組	①品目・品種等の導入、②肥料・農薬等の導入 ③かん水設備等の導入
ウ 土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組	①土壌改良・排水対策の実施 ②被害防止技術の導入
エ 作業環境の改善に資する取組	①労働安全確認事項の実施、②農業機械への安全装置の追加導入、ほ場環境改善・軽労化対策の導入
オ 事業継続計画の策定の取組	①事業継続計画の策定等

高収益作物次期作支援（実施要領別紙 1 別表 2）

下表「取組類型」ア～ウから、1つ以上の取組項目を実施した取組実施者に対し、交付金を交付します。

【交付単価】取組類型ごとに2万円/10アール（中山間地域等2.2万円/10アール）

【交付対象面積】

- ・高収益作物の次期作において、取組項目を実施する面積
- ・交付は、取組類型ごとに一ほ場につき1回限り

取組類型	取組項目
ア 新たに直販等を行うためのHP等の環境整備	①新規契約の締結、②追加契約の締結 ③需要開拓による販路の変更
イ 新品種・新技術導入等に向けた取組	①都道府県知事が定める新品種の導入 ②都道府県知事が定める新技術の導入
ウ 海外の残留農薬基準への対応又は有機農業、GAP等の取組	①残留農薬基準等への対応、②有機農業の認証取得に向けた取組、③GAPの認証取得に向けた取組、④MPS（花き生産総合認証）の取得に向けた取組

【留意点】 取組を実施したことが確認できる証拠書類（領収書、写真、営農記録等）が必要です。